

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 根本 匠 様

2019年3月2日

国際婦人年連絡会世話人
紙谷 雅子
大倉多美子
橋本 紀子

学童保育（放課後児童健全育成事業）を拡充し、子育て支援の充実を求める要望書

国際婦人年連絡会は、全国の女性団体 33 団体が参加し、女性の地位向上・男女平等の実現を目指し活動している NGO 団体です。

学童保育（放課後児童クラブ）は、就労等の理由により日中、家庭に保護者のいない子どもが、放課後および学校休業日に安全に安心して過ごすことのできる「毎日の生活の場」です。保護者と指導員は子どもたちによりよい「生活の場」を保障するために必要な要望を自治体に届け、自治体もそれに応えるなかで、学童保育は 50 年以上にわたって地域の子どもたちの生活を守ってきました。学童保育が一人ひとりの子どもにとって「生活の場」となるためには、子どもが自ら進んで通いつづけることができ、家庭と同じような雰囲気なかで心を許せる仲間や指導員の存在が欠かせません。また、子どもが学童保育で充実した生活をおくることは、保護者にとって大きな安心と支えにつながります。

2015 年には、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」で「放課後児童支援員」という資格をもった指導員を原則 2 名以上配置することが示されました。

しかし、国や自治体が徐々に施策の拡充を図ってきた側面はあるものの、自治体や学童保育現場によって実施状況はさまざまであり、大きな格差があるのが現状です。共働き・一人親家庭等が増加するなかで、子どもが安全に安心して生活できること、子どもの成長・発達を支え励まし、保護者と連携を図りながら子育てをする学童保育の期待に応えることが必要です。

政府は来年度から職員の配置基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更する方針を示しましたが、子どもの命と安全を守るうえで、学童保育の『全国的な一定水準の質』を確保することが重要です。「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定時の趣旨を十分に踏まえ、「従うべき基準」として定められた基準を堅持し、支援員の有資格者の原則 2 名配置を全ての自治体で可能にする国の財政措置は、子育て支援政策の要です。

よって、以下のことを要望します。

記

1. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定時の趣旨を十分に踏まえ、「従うべき基準」を堅持し、有資格者の原則 2 名配置を実施するための財政措置を実現すること
1. 支援員の雇用保証と賃金・労働条件等の処遇改善をすること